



東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：岩手県政記者クラブ》

令和4年4月25日
国土交通省 東北運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を行いました。

令和3年6月27日、下記事業者の本社営業所で選任する運転者が、酒気を帯びた状態で事業用トラックを運転した事実について、道路交通法に基づく通知が公安委員会からあったことから、同年7月27日、東北運輸局岩手運輸支局が当該営業所に監査を実施したところ、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を行いましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、岩手運輸支局にて行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：菅原陸運 株式会社 代表取締役 菅原 道子
(法人番号：6400001006652)
岩手県遠野市東館町12-31

営業所：本社営業所
岩手県遠野市青笹町青笹第26地割字野崎10-7

2. 行政処分等年月日 令和4年4月12日

3. 行政処分等の概要

- (1) 事業用自動車の使用停止処分（30日車）
令和4年4月25日から令和4年5月24日まで（1両×30日）
- (2) 文書警告

【裏面に続く】

4. 違反の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

①乗務時間等告示の遵守違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

②点呼の実施義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)

③運転者に対する指導監督義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(2) 文書警告

①定期点検記録簿の記載事項義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)

(道路運送車両法第49条)

②点呼の記録義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：及川、村田

TEL：022-791-7532